## I 計画策定の経緯

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「交通安全対策基本法」が制定され現在に至っています。

国は、平成23年3月に平成23年度から平成27年度までの5か年間を実施期間とする第9次交通安全基本計画を策定し、愛知県は国の基本計画を受け平成23年6月に第9次愛知県交通安全計画を策定しています。

本市におきましても、交通安全対策基本法第26条第1項に基づき、国の基本計画や愛知県の交通安全計画を踏まえるとともに、豊川市交通安全対策会議の構成委員である豊川警察署、中部地方整備局、愛知県東三河建設事務所などの協力を得て、市内で各機関が実施する事業も含めた第9次豊川市交通安全計画を策定するものです。

## Ⅱ 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

## Ⅲ 計画の基本方針(本文1頁)

- ・人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想を基本にします。
- ・交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失も勘案し、究極的には交通事故のない社会を目標とします。
- ・交通事故の増加に歯止めをかけ、特に交通事故による死者数を減少させるような努力をしていきます。

# Ⅳ 交通安全対策を考える視点(本文2頁)

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 道路交通秩序の維持
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 交通事故被害者支援の推進
- ⑦ 調査研究の充実

以上7つの柱により交通安全対策を実施していきます。この際特に下記の視点を重視して対策の推進を図ります。

- ア 高齢者及び子どもの安全確保
- イ 歩行者・自転車の安全確保
- ウ 生活道路及び幹線道路における安全確保

## V 交通安全計画における目標(本文3頁)

年間の24時間死者数を5人以下

交通事故死傷者数を平成27年までに1,560人以下

## VI 交通事故の発生状況(本文5頁)

第8次計画の期間中の死者数は、目標5人に対し、平均8.4人となりました。 人身事故件数と負傷者数は、平成19年にピークとなりその後減少したものの、平成 22年には増加し、交通事故死傷者数は1,793人となっています。

## Ⅷ 講じようとする施策

## 第1節 道路交通環境の整備(本文12頁)

- 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備(本文12頁)
  - (1) 生活道路等における交通安全対策の推進
  - (2) 通学路等の歩道整備等の推進
  - (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間の整備

#### 2 幹線道路における交通安全対策の推進(本文13頁)

- (1) 愛知県事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進
- (2) 幹線道路における交通規制
- (3) 重大事故の再発防止
- (4) 適切に機能分担された道路網の整備
- (5) 改築による道路交通環境の整備

## 3 交通安全施設等整備事業の推進(本文14頁)

- (1) 生活道路対策の推進
- (2) 幹線道路対策の推進
- (3) その他交通安全施設の整備
- (4) 道路交通環境整備への住民参加の促進

### 4 効果的な交通規制の推進(本文14頁)

- (1) 地域の特性に応じた交通規制
- (2) 合理的な交通規制の推進

#### 5 自転車利用環境の総合的整備(本文15頁)

- (1) 自転車利用環境の整備
- (2) 自転車等の駐車対策の推進

### 6 災害に備えた道路交通環境の整備(本文15頁)

- (1) 災害に備えた道路等の整備
- (2) 災害発生時における交通規制
- (3) 災害発生時における交通情報提供の充実

### 7 総合的な駐車対策の推進(本文15頁)

- (1) 秩序ある駐車の推進
- (2) 違法駐車対策
- (3) 違法駐車防止気運の醸成・高揚

#### 8 交通安全に寄与する道路交通環境の整備(本文16頁)

- (1) 道路の使用及び占用の適正化等
- (2) 子どもの遊び場等の確保
- (3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

#### 第2節 交通安全思想の普及徹底(本文17頁)

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進(本文17頁)
  - (1) 幼児に対する交通安全教育
  - (2) 児童に対する交通安全教育

- (3) 中学生に対する交通安全教育
- (4) 高校生に対する交通安全教育
- (5) 成人に対する交通安全教育
- (6) 高齢者に対する交通安全教育
- (7) 障害者に対する交通安全教育
- (8) 外国人に対する交通安全教育

### 2 効果的な交通安全教育の推進(本文19頁)

参加・体験・実践型の教育方法の活用と家庭・地域・職場からの交通安全教育の 推進

### 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進(本文19頁)

- (1) 交通安全運動の推進
- (2) 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進
- (3) 自転車の安全利用の推進
- (4) すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の推進
- (5) チャイルドシートの正しい着用の推進
- (6) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- (7) 夜間の事故を防止するための反射材の普及とライド&ライト運動の推進
- (8) 効果的な広報の実施
- (9) その他の普及啓発活動の推進

### 4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等(本文22頁)

校区安全なまちづくり推進協議会、交通安全指導隊、幼児さくらんぼクラブ、交通少年団等の育成・支援、情報提供、協力体制の強化

## 第3節 安全運転の確保(本文23頁)

- 1 運転者教育等の充実(本文23頁)
  - (1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
  - (2) 運転者に対する再教育等の充実
  - (3) 二輪車安全運転対策の充実
  - (4) 高齢運転者対策の充実
  - (5) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
  - (6) 悪質危険な運転者の早期排除等

#### 2 安全運転管理の推進(本文24頁)

安全運転管理者などの資質及び安全意識向上と、事業所内での交通安全教育実施 に対する指導

3 交通労働災害の防止(本文24頁)

労働基準法等の関係法令や基準に基づく指導の実施

- 4 道路交通に関連する情報の充実(本文24頁)
  - (1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等
  - (2) 気象情報等の充実

## 第4節 道路交通秩序の維持(本文25頁)

1 交通の指導取締りの強化等(本文25頁)

(1) 一般道における効果的な指導取締りの強化等

### 2 暴走族対策の強化(本文25頁)

- (1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実
- (2) 暴走行為阻止のための環境整備
- (3) 暴走族に対する指導取締りの強化
- (4) 暴走族関係事犯者の再犯防止
- (5) 車両の不法改造の防止

### 第5節 救助・救急活動の充実(本文27頁)

- 1 救助・救急体制の整備(本文27頁)
  - (1) 救助体制の整備・拡充
  - (2) 救助・集団救急事故体制の整備
  - (3) 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
  - (4) 救急救命士の養成・配置等の促進
  - (5) 救助・救急資機材の整備の推進
  - (6) 防災ヘリコプター等による救急業務の推進
  - (7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実
  - (8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

### 2 救急医療体制の整備(本文28頁)

第1次救急医療機関、第2次救急医療機関との相互連携を強化による救急体制の 充実

3 救急関係機関の協力関係の確保等(本文28頁)

救急医療機関、消防署等の緊密な連携・協力関係の確保と救急医療機関への受け 入れ・連絡体制の明確化の促進

#### 第6節 交通事故被害者支援の推進(本文29頁)

1 交通事故相談窓口の周知等(本文29頁)

県民プラザ及び日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターなどの 相談窓口の周知と、警察の交通事故相談アドバイザーによる相談活動の推進

- 2 交通事故被害者支援の充実(本文29頁)
  - (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置
  - (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

## 第7節 調査研究の充実(本文30頁)

1 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実(本文30頁)

交通事故データの集計、分析などの調査研究の推進と情報提供による市民意識の 高揚

- 2 各種道路交通の安全に関する調査研究の把握(本文30頁)
  - (1) 歩行者支援の研究
  - (2) 高齢者の交通事故防止に関する研究
  - (3) その他の研究

## Ⅷ 計画の推進と市民参加(本文31頁)

1 計画の推進(本文31頁)

国、県、民間団体、事業所と連携・協力して交通事故防止施策を推進 効果的な対策への改善や有効性の見込まれる新規事業を推進 実施機関関係者による効果の評価と改善のための会議の開催により計画を推進

## 2 市民参加(本文31頁)

市、警察署、関係団体が連携した各季の交通安全市民運動や交通事故死ゼロの日 の事業実施

各校区安全なまちづくり推進協議会や交通安全指導隊による街頭監視やレッドライト作戦の実施

交通安全活動団体の相互連絡調整と協力体制の確立による活発な活動の実施